

【マイナンバー・マイナポータルについて】

資料5

都道府県	自治体名	質問	回答
1 東京都	板橋区	予防接種と同様、マイナポータルでは乳幼児健康診査の受診履歴を閲覧するだけで、申請行為は発生しないという解釈でよろしいでしょうか。	今回のマイナポータルにおける閲覧は、PHR推進の目的で行われており、マイナポータル上で申請行為を行うものではありません。
2 静岡県	下田市	いつの時点からのデータ登録が必要か。(例:3~4か月健診はどの生年月日の児から入力が必要か)現在、システム使用しておらず、遡っての入力は困難です。	過去の健診データの入力までは必須ではなく、当該事業開始年度の4月からの入力を想定している。なお、遡っての入力も積極的にご検討いただきたい。
3 岐阜県	高山市	健診内容を保護者がマイナンバーで確認したい場合、子ども自身のマイナンバーを作成する必要があるか	(マイナンバーをマイナンバーカードとして回答) 子どもの乳幼児健診内容を閲覧するには子ども自身のマイナンバーカードが必要です。保護者(法定代理人)が代理として閲覧可能です。
4 岐阜県	御嵩町	中間サーバーからの副本登録によって、マイナポータルへ自動に情報が更新されていくのか、いまいちよく分からない。	マイナポータルで閲覧できるようにするには、各市町村においては、データ標準レイアウトに基づき副本登録ができるよう必要に応じてシステム改修をした上で、当該データの副本登録をすることが必要です(H31.3. 29事務連絡問2)。
5 熊本県	益城町	マイナンバーポータルに関しての進め方や具体的な内容を示した県単位での研修会等が開催される予定はあるか	県単位での開催予定はないが、ブロック会議での説明を調整中です。
6 千葉県	船橋市	本市では4か月健康相談を集団で行い、3~6か月に内科健診を個別で行っています。内科健診の個別データをマイナンバー副本登録をするには、①個人を識別するコードを印字した健診助成券を配布し、②健診助成券(紙データ)をパンチ、AIOCR等によりデータ化し、③システム上にパッチまたはRPA等で取り込む必要があります。本市では、①の対応につき、今年度予算化し、配布は来年度からになるため、R2年6月の連携スタート時に副本登録するのが困難です。「最低限電子化すべき項目」について、副本登録すべく①②③の対応を行う予定ではありますが、当初よりデータがそろわないことについては、致し方ないものと判断してよろしいでしょうか。また、過去の健診助成券には、個人を識別するコードをの記載がないため、保持している紙データをすべてシステムへ登録するのは不可能です。R2年6月からの連携する対象データとは、これから把握する情報について、市区町村の実情に応じて、できるだけ電子化に努めるという認識でよろしいでしょうか。	健診項目の見直しや データ定義の検討(副本登録時のデータの振り分け)など検討いただき、副本登録が出来るように 調整されたい。(H31.3. 29事務連絡問14) 過去の健診データの入力までは必須ではなく、当該事業開始年度の4月からの入力を想定している。なお、遡っての入力も積極的にご検討いただきたい。
7 岩手県	滝沢市	乳幼児の発達は、はっきりとした時期がわかりづらいところがあるが、母の判断と保健師等専門職の判断が違い、入力内容に差異が生じた場合は、どちらを優先するのか。また差異が発生した場合に混乱を招かないか。	健診の問診等において、保護者から子どもの各発達が確立した時期を回答いただき、問診や診察で発達状況を確認することにより、確立した月齢情報を確定してください。なお、発達情報については、市町村間での情報連携項目ではなくマイナポータルへ反映することを想定しており、健診で保護者と確立した月齢情報を確認した上で、データ登録をされたい。(H31.3. 29事務連絡問16)
8 京都府	福知山市	標準的な電子的記録様式が未回答の状態でも認められるのか。記録用紙(問診票等)から全てを網羅することはできず、妊婦健診では特に異常がみられなければ、血算検査(HgbやHt値)の報告を受けない場合が多い。また、システムの大幅な改修・費用が必要となる。	最低限電子化すべき情報については必須です。一方、それ以外の標準的な電子記録様式については、未回答の部分があってもさしつかえありませんが、PHR促進のために積極的に副本登録を進めていただきたい。 健診項目の見直しや データ定義の検討(副本登録時のデータの振り分け)など検討いただき、副本登録が出来るように 調整されたい。(H31.3. 29事務連絡問14)

【データ標準レイアウトについて】

資料5

都道府県	自治体名	質問	回答
1 香川県	丸亀市	データ標準レイアウトのデータ項目に、市町システムにて管理していないデータをセットする項目があります。紙台帳管理となっているものや、そもそも管理していないものがあります。標準データレイアウトには管理していることが前提の設定が必要なため、その内容をデータ項目に設定するには既存システムへの取込などが必要となります。膨大な事務作業や改修費用が見込まれるため、対応が困難と考えております。	最低限電子化すべき情報については必須です。健診項目の見直しやデータ定義の検討(副本登録時のデータの振り分け)などを検討いただき、副本登録が出来るように調整されたい。(H31.3.29事務連絡問14) 過去の健診データの入力までは必須ではなく、当該事業開始年度の4月からの入力を想定している。なお、遡っての入力も積極的にご検討いただきたい。
2 神奈川県	箱根町	母子保健情報として収集していない情報(項目)については、必ず入力できるようにするべきでしょうか。	最低限電子化すべき情報については必須です。健診項目の見直しやデータ定義の検討(副本登録時のデータの振り分け)などを検討いただき、副本登録が出来るように調整されたい。(H31.3.29事務連絡問14)
3 愛知県	江南市	番号36、71「胸囲」37、72、113「頭囲」について。4か月児健診では頭囲を測りますが、1.6歳及び3歳児健診では胸囲、頭囲の計測は愛知県の母子健康診査マニュアルでは規定がされていません。標準レイアウトにある場合、今後は実施しなくてはならないのでしょうか。	最低限電子化すべき情報については必須です。健診項目の見直しやデータ定義の検討(副本登録時のデータの振り分け)などを検討いただき、副本登録が出来るように調整されたい。(H31.3.29事務連絡問14)
4 静岡県	伊東市	今回の改正にあたり、システム改修を行うが、今後レイアウトに変更の可能性はあるのか？その際に、システム改修が必要となった場合の改修費用についての補助はあるのか？	未定です。
5 鹿児島県		実施していない項目や判定区分を変更しないと入力できない項目、判定していない項目等があるが、必須項目を全て実施判定しないと情報連携できないのか。現在把握している項目だけで副本登録してはいけないのか。	情報連携する項目がすべて入力されていない場合でも、情報連携は可能です。最低限電子化すべき情報に含まれる項目は、健診項目の見直しやデータ定義の検討(副本登録時のデータの振り分け)などを検討いただき、副本登録が出来るように調整されたい。(H31.3.29事務連絡問14)
6 愛知県	江南市	番号40「けいれん」75、119「熱性けいれん」について。健診なのに有症状があり受診するのでしょうか？健診時内診にてどのように診察し判断したら良いのでしょうか。	乳幼児健康診査身体診察マニュアル(H29年度子ども・子育て支援推進調査研究事業)等を参照されたい。 http://www.ncchd.go.jp/center/activity/kokoro_jigyo/manual.pdf
7 高知県	高知市	対応していない項目(電算入力なし)についても、提供できるように改修する必要があるのか。また現在入力していない項目も、連携時には入力対応する必要があるのか。	最低限電子化すべき情報については必須です。健診項目の見直しやデータ定義の検討(副本登録時のデータの振り分け)などを検討いただき、副本登録が出来るように調整されたい。(H31.3.29事務連絡問14)
8 愛知県	江南市	番号43、122「血液系」52「代謝系」等、血液検査等実施しない健診において、何をもちて所見の有無を判断するのか分り難い項目が多々あります。	乳幼児健康診査身体診察マニュアル(H29年度子ども・子育て支援推進調査研究事業)等を参照されたい。 http://www.ncchd.go.jp/center/activity/kokoro_jigyo/manual.pdf
9 鹿児島県		2019年6月以前の健診等のデータについても、保護者が閲覧できるよう遡ってデータ入力する必要があるのか。	過去の健診データの入力までは必須ではなく、当該事業開始年度の4月からの入力を想定している。なお、遡っての入力も積極的にご検討いただきたい。
10 高知県	高知市	実施していない健診(今後も実施予定なし)についての対応	健診を実施していない場合や委託実施により情報を把握していない場合等については、データ登録をしなくても差し支えない。(H31.3.29事務連絡問13) なお、本件の趣旨を踏まえ、健診項目の見直しやデータ定義の検討(副本登録時のデータの振り分け)などを検討いただき、副本登録が出来るように調整されたい。(H31.3.29事務連絡問14)
11 愛知県	江南市	妊婦健診の項目については、医師会と協議し決めているのでしょうか。愛知県は愛知県の医師会と市町村間で協議し、妊婦健診の検査項目、報告様式を決めています。それとは違う項目がある場合、医師会へ説明や協力の依頼はしていただけるのでしょうか。	「データヘルス時代の母子保健情報の利活用に関する検討会」(以下、検討会という。)において、乳幼児健診及び妊婦健診の健診情報の電子的記録様式の標準化に関する検討を行い、日本医師会にも参加いただいている。(H31.3.29事務連絡問5) 妊婦健診については、「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準」(平成27年3月31日厚生労働省告示第226号)や母子健康手帳省令様式にて示している項目から、一定の選択基準に基づき選定されたものです。選択基準や詳細については、検討会中間報告書を参照いただきたい。(H31.3.29事務連絡問5)
12 大分県	由布市	現在、3歳児健診にてランドルト環を用いた視力検査とささやき声検査を実施している。その検査結果を眼科所見・耳鼻咽喉科所見としてもよいのか？	平成27年9月11日課長通知別添6で示している「3歳児健康診査のお知らせとお願い」を参考とされたい。なお、所見は診査医の判断を記載されたい。
13 千葉県	千葉市	項番52の診察所見代謝系について、乳幼児健康診査事業診察マニュアルを参考にし診察をするようにと指示があったが、代謝系はマニュアルには記載されていない項目である。本項目については、新生児マススクリーニングの結果を参考にし入力するのか。	乳幼児健康診査身体診察マニュアル(H29年度子ども・子育て支援推進調査研究事業)等を参照されたい。 http://www.ncchd.go.jp/center/activity/kokoro_jigyo/manual.pdf 先天性代謝異常の新生児マススクリーニングの結果を参考にし、所見の取り方について記載があります。

14	熊本県	八代市	乳幼児健診における標準的な電子的記録様式(様式1)に最低限電子化すべき情報が示されているが、必ずすべてのデータを入力する必要があるのか入力するデータは市町村で把握しているデータだけで可能か教えてほしい。 例えば、1歳半健診や3歳児健診において項目に胸囲や頭囲が入っているが、健診で現在計測は行っていないため、データを必ず入力することが必要となると健診で計測しないといけなくなるが、健診で胸囲や頭囲の計測を実施することは時間的にもスタッフ的にも難しい。	最低限電子化すべき情報については必須です。 健診項目の見直しやデータ定義の検討(副本登録時のデータの振り分け)などを検討いただき、副本登録が出来るように調整されたい。(H31.3.29事務連絡問14)
15	熊本県	合志市	データ登録をする対象者は、運用開始後の出生児でよいのか。登録をさかのぼる必要がある場合は、その基準日などはあるか。	過去の健診データの入力までは必須ではなく、当該事業開始年度の4月からの入力を想定している。なお、遡っての入力も積極的にご検討いただきたい。
16	熊本県	山鹿市	3~4ヶ月健診、1歳6ヶ月健診において、最低限電子化すべき項目に胸囲が入っている。厚生労働省が示している標準的な診察項目に基づいて、具体的な実施方法を記述されている「乳幼児健康診査 身体診察マニュアル」では、身体的発育異常を身長、体重、頭囲の3つで所見を取る内容となっているが、最低限電子化すべき項目が変更される予定はあるのかお尋ねしたい。	平成27年9月11日課長通知にて健康診査票を示しており、3~4か月健診、1歳6か月健診は胸囲を含んでいる。最低限電子化すべき項目から胸囲を外すことは、現時点において考えていない。
17	岐阜県	多治見市	乳幼児健診における頭囲、胸囲については、一部計測していないものあり、現在システム入力していないが、必須入力項目の扱いとなるのか。	最低限電子化すべき情報については必須です。 健診項目の見直しやデータ定義の検討(副本登録時のデータの振り分け)などを検討いただき、副本登録が出来るように調整されたい。(H31.3.29事務連絡問14)
18	岐阜県	下呂市	受診票等帳票類の改正が必要だが、ひな型はもらえるのか	平成27年9月11日局長通知および課長通知にてお示ししている。
19	岐阜県	養老町	システム改修の国の仕様はいつ頃出されるのか。	7月に確定版データ標準レイアウトを公開予定です。
20	新潟県		0 今回示されているデータ標準レイアウトには最低限電子化すべき情報以外の項目も示されているが、今回の改修で行う必要があるか	最低限電子化すべき情報については必須です。一方、それ以外の標準的な電子記録様式については、未回答の部分があってもさしつかえありませんが、PHR促進のために積極的に副本登録を進めていただきたい。 健診項目の見直しやデータ定義の検討(副本登録時のデータの振り分け)など調整いただき、副本登録が出来るように調整されたい。(H31.3.29事務連絡問14)
21	京都府	福知山市	[項番]6 高血圧/浮腫 は各項目で分けたほうがよいのではないかと。一つしか所見がない妊婦もいるため。	平成27年9月11日課長通知の「基本情報票」の記載を基にした項目です。
22	熊本県	甲佐町	1歳6か月児健診や3歳児健診でも頭囲・胸囲が必要なのか？	胸囲は3歳児健診では項目となっていません。
23	千葉県	船橋市	本市では4か月健康相談を集団で行い、3~6か月に内科健診を個別で受けてもらっている。したがって、「3~4か月児情報」について、健診助成券が3~6か月で設定しているため、人によって5~6か月の結果が入力されるケースが生じる。現実的に、5~6か月の児のデータを抜くのは困難だが、登録しても差し支えないか。	健診対象月齢から若干外れることがあったとしても「健診受診日」及び「健診受診時月齢」を入力することで、対応可能であり、おおよそ3~4ヶ月健診として扱うことが可能な月齢であれば、3~4ヶ月健診のデータ標準レイアウト項目を適宜活用いただくことは差し支えございません。
24	石川県	かほく市	まずは最低限電子化する情報が提供できるように整備を図りたいが、提供可能となる過半年分(7年間)のデータ情報がない場合はどうすればよいか	過去の健診データの入力までは必須ではなく、当該事業開始年度の4月からの入力を想定している。なお、遡っての入力も積極的にご検討いただきたい。
25	岐阜県	高山市	必須項目については、5年分のデータをさかのぼって入力する必要があるのか。必要があれば、どの時点からのデータが必要か	過去の健診データの入力までは必須ではなく、当該事業開始年度の4月からの入力を想定している。なお、遡っての入力も積極的にご検討いただきたい。
26	岐阜県	多治見市	乳幼児健診の身体計測において、発達障がい等のため、身長体重の計測や、歯科検診が実施できない場合もある。健診受診であっても入力必須項目に未実施(未入力)の部分がある点について、選択肢を設けるなど考慮して頂きたい。	情報連携する項目がすべて入力されていない場合でも、情報連携は可能です。 最低限電子化すべき情報に含まれる項目は、健診項目の見直しやデータ定義の検討(副本登録時のデータの振り分け)などを検討いただき、副本登録が出来るように調整されたい。 (H31.3.29事務連絡問14)
27	京都府	福知山市	[項番]40・75・119 各健診の診察所見-熱性けいれん は診察時の所見を入力 1:所見なし 2:所見あり とあるが、健診の診察時に熱性けいれんの症状が診られることは皆無に等しい。過去に熱性けいれんの既往があれば、ここは 2:所見あり と判断されるのか。	乳幼児健康診査身体診察マニュアル(H29年度子ども・子育て支援推進調査研究事業)等を参照されたい。 http://www.ncchd.go.jp/center/activity/kokoro_jigyoo/manual.pdf
28	広島県	三原市	各市町村ごとに公開する項目を指定できるか。	最低限電子化すべき情報については全項目必須であり、指定などはできない。一方、それ以外の標準的な電子記録様式については、自治体独自の判断となるが、PHR促進のために積極的に副本登録を進めていただきたい。 健診項目の見直しやデータ定義の検討(副本登録時のデータの振り分け)などを調整いただき、副本登録が出来るように調整されたい。(H31.3.29事務連絡問14)
29	千葉県	船橋市	1歳6か月児健康診査は、①保健センターで行う集団健診の後に、②個別で内科健診を受けてもらっており、計測する項目により「受診日」、「受診時月齢」がそれぞれ異なる。集団検診の内容を加味し、最終的な判断は、医師からの健診結果ということをかながみ、「②個別の内科健診のデータ」時点の日付等で統一して差し支えないか。 ①集団検診で計測する項目・・・身長・体重 ②個別内科健診で計測する項目・・・胸囲・頭囲・判定	差し支えありません。
30	岩手県	滝沢市	診察所見:精神保健の所見について、健診の一日だけでは判断が難しく、健診後の様子を見て判断するケースも少なくない。こちらが心配と思っても母は問題ないと考えている場合もありデリケートな項目である。	「精神所見の発達」として回答。 健診の問診等において、保護者から子どもの各発達が確立した時期を回答いただき、問診や診察で発達状況を確認することにより、確立した月齢情報を確定してください。なお、発達情報については、市町村間での情報連携項目ではなくマイナポータルへ反映することを想定しており、健診で保護者と確立した月齢情報を確認した上で、データ登録をされたい。(H31.3.29事務連絡問16)

31	栃木県	足利市	今回示される標準レイアウトについては、当面変更はないと考えてよいか。	未定です。
32	岐阜県	高山市	各健診の診察所見を入力後、判定の入力が必須となっているが、“異常なし、既医療、要経過観察、要紹介(要精検)、要紹介(要治療)”の一つだけしか○をつけられないのか？一つなら、優先順位は？	各診察所見を総合しての診査医の判断です。
33	京都府	福知山市	[項番]33・68・110 各健診で被保険者番号を回答する理由を教えてください。社会保険の場合、保護者に被保険者証の提示を求めることとなり、その目的を伝える必要があるため。	市町村が精密健康診査対象者の精密健康診査結果を確認する際に、医療機関から返却される精密健康診査結果を効率的に照合する等を念頭に、被保険者番号も把握することとしている。
34	岩手県	滝沢市	3～4か月健診時点で首がすわっていない児はいつの時点で確認し入力するのか。確立した時期まで健診後一人ひとりを追って調べることは現実的に難しく、次回の健診時に入力すると、母が考えている実際の時期とずれが生じる可能性がある。	健診の問診等において、保護者から子どもの各発達が確立した時期を回答いただき、問診や診察で発達状況を確認することにより、確立した月齢情報を確定してください。なお、発達情報については、市町村間での情報連携項目ではなくマイナポータルへ反映することを想定しており、健診で保護者と確立した月齢情報を確認した上で、データ登録をされたい。(QA16)
35	京都府	福知山市	[項番]26笑う、27追視、28定頸、59人の声のする方に向く、60おもちゃをつかむ、61お座り、62発語(有意語)、63ひとり歩き、105二語文 は月齢を問う質問になっているが、健診時に確認できれば、+ ± - という回答方法にすることはできないか。	データ標準レイアウトに定められた表現で記載されたい。
36	京都府	福知山市	[項番]42・79・122 診察所見－血液系 52代謝系 について、健診では血液検査を行っていない。根拠の無い中で、医師が判断するのは困難と思われるが、回答を要求されるのか。	乳幼児健康診査身体診察マニュアル(H29年度子ども・子育て支援推進調査研究事業)等を参照されたい。 http://www.ncchd.go.jp/center/activity/kokoro_jigyo/manual.pdf
37	岩手県	滝沢市	乳幼児健診において一般的に血液検査は実施していないが、血液代謝系の入力が必要ないということなのか。それともレイアウトにあわせて、健診内容自体を変える必要があるのか。	最低限電子化すべき情報については必須です。 乳幼児健康診査身体診察マニュアル(H29年度子ども・子育て支援推進調査研究事業)等を参照されたい。なお「診察所見－血液系」については、貧血等を確認するなど、所見の取り方が示されている。
38	京都府	福知山市	[項番]67、92、109、143健診受診日月齢とあるが、月齢の2桁で入力をするのか。例えば、3歳6か月時であれば、42と入力をするのか	お見込みのとおり。

【その他】

資料 5

都道府県	自治体名	質問	回答
1 宮城県	塩竈市	県単位で同様のセミナーの開催予定はありますか？	県単位での開催予定はないが、ブロック会議での説明を調整中です。
2 東京都	八丈町	人口7400、14歳以下人口850、5歳以下300人の自治体です。母子保健システム自体がなく、情報管理は自席パソコンを行っています。この規模で、システム購入は必須なのでしょうか。似た大きさの自治体の情報提供を希望します。	マイナンバー制度自体は人口規模等にかかわらず全自治体で行われている。今回のためにシステム購入は必須ではないが、副本登録等については適切に対応いただきたい。
3 東京都	板橋区	番号法別表第2に番号法別表第一第40条の2(乳幼児健診)を追加し法改正するという通知はいつ頃くださるのでしょうか。	番号法改正はデジタル手続法(※)においてすでに行われており、番号法を所管する内閣官房番号制度推進室から通知発出予定と聞いております。 (※)情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)(令和元年5月24日成立、同月31日公布)
4 千葉県	大網白里市	健診項目によっては数値等データを入力できないことが起こりえるが、未入力エラーをおこし連携等利活用ができなくなる恐れがあるかどうか教えてください。	情報連携する項目がすべて入力されていない場合でも、情報連携は可能です。なお、健診項目の見直しやデータ定義の検討(副本登録時のデータの振り分け)などを検討いただき、副本登録が出来るように調整されたい。(H31.3.29事務連絡問14)
5 東京都	板橋区	法根拠が明確にならない限り、板橋区では予算がおりませんし、個人保護の保護審にもかけられないという見解が出されています。また、デジタルPMOでデータ標準レイアウトが未確定な段階から、乳幼児データヘルス事業の情報連携を2020年7月開始するように指示される意図を教えてください。	デジタル手続法(※)において母子保健法及び番号法を改正したことにより、法根拠は明確です。 なお、X年に改版を示し、X+1年から情報連携開始というのはマイナンバー制度の通常の流れであり、そのため、法根拠がない中ではあるものの、暫定版を示すなど事前に作業着手を依頼していたところです。
6 鹿児島県		資料で事務作業スケジュールやフロー図もいただいているが、具体的な説明会等を県単位等で実施してもらいたい。	県単位での開催予定はないが、ブロック会議での説明を調整中です。
7 千葉県	松戸市	DV・虐待等被害者に係る不開示コード等の設定に該当するかどうか、健診受診者に確認する必要があるか。既に把握している者、申し出があった者のみの対応でいいか。	「DV・虐待等被害者に係る不開示コード等の設定に関する基本的な対応等について」(平成29年7月13日付内閣官房番号制度推進室・総務省大臣官房個人番号企画室事務連絡)にしたがって対応されたい。
8 広島県	安芸郡府中町	町では、3～4か月健診は、集団ではなく、個別医療機関委託で実施しており、妊婦健診のように結果が届くまでにタイムラグがあり、また、身体測定値の結果は求めている状況です。2020.7月運用開始にあたって次の2点について伺います。 ①3～4か月健診は、集団健診としなければならないのか。 ②3～4か月健診が個別健診でもよい場合、タイムラグがあるが町に結果が届いてからの入力でよいか。(その際は、結果票に身体計測値の記載欄を追加予定)	健診形態は任意です。個別の事情で副本登録までに時差が発生するのは致し方ないですが、把握後に速やかに副本登録を願います。
9 静岡県	下田市	母子保健情報の利活用について、国から医師会や歯科医師会へ説明等がありますか。	「データヘルス時代の母子保健情報の利活用に関する検討会」(以下、検討会という。)において、乳幼児健診及び妊婦健診の健診情報の電子的記録様式の標準化に関する検討を行い、日本医師会や日本歯科医師会等にも参加いただいている。(H31.3.29 事務連絡問5)
10 東京都	あきる野市	2020年7月運用開始に向けて通知がされているが、具体的にどのような順を追って、準備をするのか詳細を知りたい。	今後、お示ししていきます。
11 東京都	杉並区	本事業について、国から医師会等への周知、国民への周知は行うのか。行うとすればいつ頃か。	「データヘルス時代の母子保健情報の利活用に関する検討会」(以下、検討会という。)において、乳幼児健診及び妊婦健診の健診情報の電子的記録様式の標準化に関する検討を行い、日本医師会にも参加いただいている。(H31.3.29 事務連絡問5) 国民への周知の具体的時期等は、今後検討して参りたい。
12 神奈川県	相模原市	転居時の自治体間における情報引継ぎについて、転居時に引き継ぐ情報は、あくまでも保健指導等の事業において内部的に参考で使用するものであるため、副本登録する情報は、本自治体に住民登録を有する期間に実施した健診等の情報のみであり、転居前の自治体から引き継いだ情報は副本登録が不要ということによろしいか。	母子保健法改正により、転居時に転居元から妊産婦、乳幼児がかつて居住地していた市町村へ受診履歴の照会が可能。また、転居を繰り返した場合でも、その都度、転居先市町村が転入者の健診受診履歴を副本登録することにより、最低限の健診受診履歴の把握が可能となることから、転居前の自治体から引き継いだ情報についても副本登録が必要です。
13 広島県	安芸郡府中町	3歳児健診の眼科所見及び耳鼻咽喉科所見について、目と耳のアンケートの内容から保健師が眼科及び耳鼻咽喉科に精密検査受診券を発行しているが、保健師の判定を入力してよいか。	精密健康診査受診票の様式例としてお示ししている平成27年9月11日課長通知では「担当医師氏名」が必要であり、受診票発行可否は医師の判断によります。よって、保健師の判断を踏まえての医師による判断に従っていただきたい。
14 熊本県	玉東町	小規模自治体では、個別対応で支援をしている。今回のシステム導入により、入力作業など新たな事務負担が発生してしまう。小規模自治体でも長所を生かして活用できる今回の改修メリットは何か？	今回進めている母子保健情報の利活用は従来の個別対応を妨げるものではない。PHRIによる母性や子どもの健康の保持増進、従来の紙台帳などによる管理に比べ効率性の向上、災害時の紛失や毀損への対応等、住民サービス及び行政事務の効率化からも有用です。
15 岩手県	滝沢市	転入時に前市町村での健診結果等確認を行っているが、最低限入力すべき情報は引き継がれるのか。母子手帳で確認できることは転入以前の情報もさかのぼって入力する必要はあるのか。	母子保健法改正により、転居時に転居元から妊産婦、乳幼児がかつて居住地していた市町村へ受診履歴の照会が可能。また、転居を繰り返した場合でも、その都度、転居先市町村が転入者の健診受診履歴を副本登録することにより、最低限の健診受診履歴の把握が可能となります。

16	熊本県	玉東町	収集していない情報があった場合は、連携情報にどのように反映するのでしょうか。	健診項目の見直しや データ定義の検討(副本登録時のデータの振り分け)などを検討いただき、副本登録が出来るように調整されたい。(QA14)
17	熊本県	玉東町	母子保健情報の利活用のセミナー開催は地方都市でも計画はありますか？不明なことが多く不安も多いので、早急に地方都市でも実施してほしい。	県単位での開催予定はないが、ブロック会議での説明を調整中です。